

令和7年度南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅改修工事を行う子育て世帯に対する経済的負担や育児負担の軽減及び三世代同居又は三世代近居による世代間支援の促進を図るため、予算の範囲内において、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、京都府子育ておうえん住宅支援事業費補助金交付要領及び南山城村補助金等の交付に関する規則（平成26年南山城村規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、出生前の子も含める。以下、同じ）が属する世帯。
- (2) 三世代 親子及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合も含む。）をいう。なお、子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、出生前の子も含める。
- (3) 三世代同居 補助金を申請する年度において、前号に規定する親子又は祖父母の一方又は両方が住所変更（住民票に記載されている住所の変更をいう。以下「住所変更」という。）を行い、三世代が新たに同一の住宅に居住することをいう。ただし、三世代が既に同居している場合及び過去に同居を解消し新たに同居する場合を除く。
- (4) 三世代近居 補助金を申請する年度において、第2号に規定する親子又は祖父母の一方又は両方が住所変更を行い、以下のいずれかに該当することをいう。ただし、三世代が既に近居している場合及び過去に近居を解消し新たに近居する場合を除く。
 - ア 親子と祖父母が、それぞれの住宅間の直線距離2km以内に居住すること
 - イ 住所変更前において異なる市町村に居住する親子と祖父母が、住所変更後に村内に居住すること
- (5) 所得 地方税法第32条第2項における令和6年中（交付申請日が1月から6月までの間にあるときは、令和5年中）の所得金額。

- (6) 住宅リフォーム 子育て世帯が子育ての負担軽減を目的に行う、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、取替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる申請者（以下「申請者」という。）は、南山城村（以下、「村」という。）に住所を有し、子育て世帯に属する子の親権者であって、村内に建築された対象世帯の構成員又は3親等以内の親族が所有する住宅の改修工事の契約者とする。

2 申請者の属する子育て世帯は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 対象世帯の構成員全員が、村税及び府税の滞納をしていないこと。
- (2) 子育て世帯に属する子の親権者の所得の合算額が550万円未満の者であること。
- (3) 補助金を申請する年度において、対象世帯の構成員全員が村内に住所を有すること。
- (4) 祖父母及び親子世帯全員が、同一の住宅について、この要綱に基づく補助金の申請を行っていないこと。
- (5) 祖父母及び親子世帯全員が、暴力団等（南山城村暴力団等排除条例（平成24年南山城村条例第23号）に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、申請者もしくはその配偶者が負担した住宅リフォームに係る経費（令和7年4月1日以降に契約したもので、以下の全てを満たすものに限る。）

ア 対象者が自ら居住するための住宅における住宅リフォームに係る経費とする。ただし、外構工事、外壁、窓、屋根の修繕、設備機器のみの設置・更新等に係る経費は含まない。

イ 前号に掲げる経費が20万円以上であること。

ウ 以下に示す居住スペースに係る住宅リフォームであること。

- i) リビング
- ii) 台所スペース
- iii) 浴室（脱衣所含む）スペース
- iv) こども部屋

エ 交付決定の日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること。

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条に規定する措置が命じられていない建築物の工事であること。

（補助金額）

第5条 補助金額は、村の予算の範囲内において、別表1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、住宅リフォームに着手する前に、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び別表2に掲げる交付申請に関わる提出書類を添えて、交付決定の日の属する年度の11月末日までに村長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 村長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に別表2に掲げる変更承認申請に関わる提出書類を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更前の補助対象経費の2割を超える増減がないもの及び補助金の増額がないもので、かつ、軽微な変更であるものについては、この限りでない。

2 村長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該変更の可否を決定し、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第9条 申請者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金指令前着手届（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金実績報告書（様式第7号）及び別表2に掲げる実績報告に関わる提出書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の額を確定し、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた申請者は、村長が定める日までに、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の制限）

第13条 補助金の交付回数は、対象世帯につき1回限りとする。ただし、子が父母となつて行う申請については、この限りでない。

（財産の処分の制限）

第14条 申請者は、補助金で整備した建築物等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、事業の目的に沿って適切に管理しなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他村長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、南山城村子育ておうえん住宅リフォーム支援事業補助金取消兼補助金返還通知書（様式第10号）により受給者に通知し、当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1（第 5 条関係）

①補助基準額： 補助対象世帯に属する子の人数により算出	
補助対象世帯の子の人数	補助基準額
1 人	1 0 万円
2 人	2 0 万円
3 人以上	3 0 万円
②補助金額： 補助対象経費の 2 分の 1 の額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額（千円未満の端数は切り捨てる）。ただし、三世帯同居または三世帯近居世帯に該当する世帯については、補助金額に 5 万円を加算する。	

別表 2

①交付申請に関わる提出書類（第 6 条関係）
ア 補助対象世帯全員の住民票の写し ※ただし、「補助対象世帯全員」について、三世帯近居・同居加算対象となる世帯の場合は祖父母を含む。以下、同じ。 イ 出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し ウ 補助対象世帯全員の親子関係を証する書類 エ 補助対象世帯全員の（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定による被扶養の対象となっている者を除く。）の直近の村税等、及び府税の完納証明書 オ 補助対象住宅の位置図 カ 見積書または見積書の写し キ 対象工事を行う箇所の施工前の状態が確認できる写真 ク 平面図、立面図、その他工事の施工予定内容が確認できる書類 ケ その他村長が必要と認める書類
②変更承認申請に関わる提出書類（第 8 条関係）
ア 変更後の見積書の写し イ 工事を行う箇所の写真（施工前） ウ 工事の変更内容が確認できる書類（平面図、立面図など） エ その他村長が必要と認める書類
②実績報告に関わる提出書類（第 10 条関係）
ア 対象工事の契約書 イ リフォーム工事に係る領収書 ウ 対象工事を行った箇所の施工後の状態が確認できる写真 エ その他村長が必要と認める書類